

ツキノワグマ対応指針

平成16年12月
平成25年2月改訂
令和2年10月改訂
令和4年10月改訂
令和7年9月改訂
令和8年4月改訂

徳 島 県

目 次

- 1 徳島県の現状
 - (1) 生息状況
 - (2) レッドデータブックの位置付け
 - (3) 目撃情報等
- 2 保護に関する事項
 - (1) 鳥獣保護管理法による保護
 - (2) 生息環境の保護
- 3 被害防止対策等
 - (1) 集落、耕作地への侵入防止
 - (2) 人身被害の防止
 - (3) 捕獲
- 4 錯誤捕獲等の防止
- 5 普及啓発、広報活動
- 6 ツキノワグマの出没対応基準
ー兵庫県ツキノワグマ保護管理計画より作成ー
- 7 捕獲基準
 - (1) 被害防止の対応
 - (2) 緊急銃猟
 - (3) 学習放獣対応
- 8 学習放獣の実施指針
 - (1) 学習放獣の実施の検討
 - (2) 学習放獣にあたっての留意事項
 - (3) 捕獲従事者
 - (4) 作業の実施手順
 - (5) 専門家の確保及び支援
- 9 捕獲個体の扱い

○添付資料

- (別紙1) 「クマの出没にご注意ください！」チラシ
- (別紙2) ハンターの皆様へお願い
- (別紙3) ツキノワグマ出没情報収集・被害防止体制及び連絡先
- (別紙4) ツキノワグマ捕獲体制

徳島県では、ツキノワグマの生息数は極めて少ない状況にあるため、地域個体群を長期にわたり保護していくことに努めるが、このツキノワグマ対応指針は、ツキノワグマ出没時の対応や被害防止対策、捕獲する場合の基準、学習放獣時の指針等について定めたものである。個別具体の対応については、その都度、関係機関や専門家等と協議し、進めるものとする。

1 徳島県の現状

(1) 生息状況

ツキノワグマは、県下で最大の哺乳類である。

県内のツキノワグマは、本州に生息するものより頭骨で1割程度小型化しているといわれ、名前の由来のとおり、黒色の体の胸には白い三日月状の模様が出るが、希にこの模様のない個体もある。性格は警戒心が強く、子連れ時期に突然出会った場合等を除き、人を攻撃することは希である。

四国での生息範囲は高知県と徳島県に限られ、現在、剣山山系に少なくとも26頭の生息が確認されているにすぎない。

徳島県では、1978年に捕獲された1頭が最後の捕獲記録であり、現在の個体数は極めて少なく、最小存続可能個体群(約100頭)を大きく下回っていることから、現状を放置すれば将来にわたり存続する可能性は低いと考えられている。生息地域は、ブナ林を中心とした落葉広葉樹林帯で、時に周辺のスギ・ヒノキに食害を与えることもある。

(2) レッドデータブック(絶滅のおそれのある野生生物)の位置付け

県下のツキノワグマの生息数は極めて少ない状況から、次のように位置付けられている。

○徳島県版レッドデータブック

絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種)

○環境省レッドデータブック

絶滅のおそれのある地域個体群(四国山地のツキノワグマ)

(3) 目撃情報等

毎年、数件程度の目撃情報がある。

2 保護に関する事項

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による保護

同法第12条の規定により、四国のツキノワグマは捕獲禁止。

(捕獲禁止期間：R4.9.15～R9.9.14までの5ヶ年間)

(2) 生息環境の保護

○国指定剣山山系鳥獣保護区(環境省指定：H21.11.1～R11.10.31)、11,817ha(高知県分含む)
ツキノワグマ等の生息環境を保護・繁殖を図るため、鳥獣保護区等を指定。

○剣山地区「緑の回廊」(四国森林管理局指定：H14～)、10,590ha(高知県分含む)

四国森林管理局は、貴重な動植物の種の多様性を保全すること等を目的とした、貴重な保護林間を結ぶ緑の回廊を設定。

3 被害防止対策等

クマが生息する地域の住民や入山者などに対する人的物的被害を防止するとともに、農林水産物被害を最小限に留めるため、関係機関が連携し、次のとおり被害防止対策を進める。

(1) 集落、耕作地への侵入防止

集落や耕作地など人の日常生活圏にクマが侵入しないよう、対策を講じる。

- 恒常的な出没確認や被害が発生している地域では、電気柵等の設置を進める。
- クマを誘引する生ゴミなどの処理を適切に行うよう、住民や事業所及び入山者、観光客に対する普及啓発を行う。
- 人家周辺の利用されていない、柿や栗などクマの餌木となる果樹等は、クマが登れないよう木の周りに囲いを設置したり、トタンを巻くよう努める。

(2) 人身被害の防止

ツキノワグマの生息域に立ち入る場合、また目撃情報が寄せられた場合は、人身被害を防止するため、次のとおり対策を講じる。

- 関係機関が情報共有の上、市町村は出没情報を有線放送等で住民に迅速に伝達する。
- クマと遭遇しないため、林業従事者や入山者に対し、鈴やラジオ等の携帯を奨励する。
- 児童生徒に登下校時に鈴を携帯させるなど、身の安全を確保するための措置を奨励する。

(3) 捕獲

ツキノワグマが集落や農林業作業地周辺に頻繁に出没し、農林水産物への被害の発生や人身被害が予測される場合、市町村は県の有害鳥獣捕獲許可を得て捕獲する。

なお、人身被害が発生した場合又はその可能性が著しく高まった場合は、殺処分を検討する。

また、緊急に捕獲しなければならない事態に備え、県や市町村、地元猟友会等関係機関による連携体制を整える。

4 錯誤捕獲等の防止

錯誤捕獲等を防止するため、狩猟者に対し生息が確認されている地域での狩猟について周知を行う。(別紙2)

「箱わな」や「くくりわな」によるツキノワグマの錯誤捕獲は、その個体群の維持に重大な影響を与えるおそれがあることから、狩猟者との連携のもと錯誤捕獲の防止に努める。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、原則として捕獲許可を有する者が放獣することとするが、放獣に際し作業が円滑に行われるよう、県は専門機関等の協力を得て、支援を行う。

5 普及啓発、広報活動

ツキノワグマの保護や人身被害を防止するには、関係市町村や地域住民はもとより、県民の理解と協力が必要である。

このため、県、市町村及び関係機関、またNPO等の野生動物専門機関が協力し、正しい知識の普及啓発、的確な情報の伝達に向け、次のような広報活動を行う。

- ツキノワグマの保護や被害防止を図るため、地域住民や関係機関に対し、目撃情報の提供やパンフレット（別紙1）を配布する。
- 入山者や観光客に対し、被害防止のための注意事項を示した看板や標識を設置し喚起する。
- 住民に対し残飯や果実等農作物の適切な処置を促すとともに、情報の連絡体制を構築する。

6 ツキノワグマの出没対応基準 ー兵庫県ツキノワグマ保護管理計画より作成ー

- 第1段階：人間活動と直接影響がない場合、ツキノワグマの行動に執着がみられない場合
（山中での目撃、山中での痕跡を発見、道路を横切る等）
→情報収集に努めながら誘引物がないかどうかを確認し住民に情報を提供する
周辺の住民に対し、クマが執着しそうな物を置かないよう注意を呼びかける
- 第2段階：ツキノワグマの行動に執着が見られる場合、同じ場所に何回も出没する場合
（果樹園等への出没、人家周辺の果樹・ゴミ・蜂の巣への出没）
→農作物の場合は、電気柵等による防護を行い、誘引物の除去を行う
- 第3段階：人間活動に影響が大きい場合、繰り返し出没し執着が強く見られる場合
（誘引物を取り除いても繰り返し人家周辺に出没、防護しても繰り返し出没）
→出没するツキノワグマの性質を見極め、効果的と考えられる方法で追い払いを行う（ロケット花火、爆竹、ゴム弾、花火弾等）
- 第4段階：追い払いによっても学習効果がなく、より強力な学習が必要な場合
（追い払いによっても人家周辺に執着、周囲に逃げ道のない場所での出没）
→ドラム缶オリにより捕獲を行い、唐辛子スプレーによる学習を行い放獣する
- 第5段階：以上によっても学習効果のない場合
（学習放獣、追い払いによっても学習効果が見られず、人家周辺に執着する
個体、人に危害を加えた個体）
→オリにより捕獲し、個体を特定したうえで処分する

7 捕獲基準

鳥獣保護管理法第9条によるツキノワグマの許可捕獲は、第13次鳥獣保護事業計画に基づく許可基準及び徳島県鳥獣捕獲等許可事務実施要領によるほか、次の基準により行うものとする。

(1) 被害防止の対応

生活環境、農林水産業に係る被害防止のための捕獲は、6の出没対応基準を参考に、原則として次の①から④の場合に、市町村は各農林事務所へ申請し、有害鳥獣捕獲許可を得て行う。

ただし、ツキノワグマが人家に侵入するなど極めて危険な状況が発生し、緊急対応を要する場合は、この限りではない。

- ① 人家・公共施設周辺、通学路等住民と遭遇する可能性が高い場所へ頻繁に出没した場合
- ② 農林作物に著しい被害が発生した場合
- ③ 人身被害が発生した場合
- ④ 過去に放獣した個体が生活圏に再出没した場合で、③に該当する場合は殺処分を検討する。

また、①や②の場合は放獣を前提とした捕獲とするが、その個体が人身被害を発生させる可能性が極めて高い場合は、殺処分を検討するものとする。

捕獲にあたっては個体を痛めないようドラム缶檻等を使用する。

なお、殺処分された個体については、可能な限り外部計測、歯、胃内容物、生殖器等を調査し、科学的な生体把握を行う。

(2) 緊急銃猟

この対応は、緊急事態に対する措置をいい、捕獲許可の適応除外とする。法第三十四条二の2に基づき、許可申請を要する制度とはなっていない。

第三十四条の二（緊急銃猟）

2 市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。

クマ等の危険鳥獣による人の生活圏への侵入等により、膠着状態にある場合において、より予防的で、かつ迅速な対応が必要とされたことを受けて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が改正され、市街地でも緊急的に銃猟が可能となる「緊急銃猟制度」が創設、令和7年度9月に施行された。

「緊急銃猟制度」については、市町村長の権限により、

- ① クマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏※に侵入している、または侵入する恐れが大きい
- ② 危険鳥獣による人の生命又は身体に関する危害を防止する措置が緊急に必要
- ③ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難
- ④ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない

※日常生活圏：住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所（電車、自動車、船舶等含む）

場合に限り、政令で定める技能要件を満たす「捕獲者」に委託して、銃猟を実施することができるもの、とされている。

緊急銃猟の実施にあたっては、「確認チェックリスト（法令関係）」や「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト例」※を確認するとともに、地域住民への周知活動を十分に行うこと。

なお、緊急銃猟の実施を想定し、平時から準備を行い、実施体制を整えておく必要がある。

※環境省「緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）」

(参考)

1) 警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令

現実・具体的に危険が生じ特に急速を要する場合には、警察官職務執行法第4条第1項（以下「警職法第4条」という。）を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官が捕獲従事者に対し銃を使用し住宅街に現れたクマを駆除するように命じることは行い得るものと解されている。

ただし、警職法第4条の適用は、最終手段であり、銃器以外でのあらゆる捕獲方法を検討、実施してもなお、捕獲ができない場合に初めて適用が視野に入ってくるものであり、積極的な銃使用を可能とするものではない。

また、警察官が現場へ同行する必要があること、現場に同行した警察官による即座の適用判断は困難であること、周囲の安全確保・銃の発射による危険防止に努めることが必要であることから、適用に当たっては、警察だけではなく、県、市町村の行政等関係機関との入念な協議が必要となる。

2) 刑法第37条第1項に基づく緊急避難

警察官よりも先に捕獲従事者が現場に臨場する場合も想定されるため、捕獲従事者の判断で緊急避難の措置として、銃等を使用してクマを駆除することは妨げられないとされている。

しかし、緊急避難は、現在の危険を避けるための、止むを得ない行為であることを理解し、法の規定・趣旨を著しく損ない、あるいは逸脱したり拡大解釈したりすることがない様、留意する必要がある。

(3) 学習放獣対応

放獣する場合は、捕獲した個体が放獣可能であることを確認した上で、次のことに留意する。

なお、放獣にあたっては専門的技術を必要とすることから、それらの技術を要する専門機関の協力を得て行うものとする。

○放獣する市町村の理解を得ること

○麻酔をかけ生体調査を行い、忌避剤等による学習を行った後、ツキノワグマの生息に適した安全な場所に放獣すること

○出来る限り標識又は発信器を装着し、被害防止対策及び生息状況の把握に活用する

ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則実施しない。

・放獣適地がないなどの理由から、市町村の同意が得られない場合

（放獣先の市町村の同意がある場合はこの限りではない）

・人身被害（登山道など奥山での被害を除く）、家畜被害、人家侵入を起こしたことが明らかな個体

・手負いの痕跡がある個体

・同じ場所で2回以上捕獲経験がある個体—捕獲経験は標識の有無を持って判断する

8 学習放獣の実施指針

学習放獣については、ツキノワグマ地域個体群を長期にわたり保護するとともに、ツキノワグマによる人身被害、農林業被害の未然防止や再発防止を図ることを目的とする。

(1) 学習放獣の実施の検討

次の理由から、学習放獣の実施にあたっては、事前に市町村や各農林事務所の関係者間で十分検討を行う。

- 個体や実施状況により、被害が繰り返される可能性があること
- ツキノワグマは殺傷能力を持つため、地域の住民や実施する場合の安全に十分配慮が必要であること

(2) 学習放獣にあたっての留意事項

○捕獲の実施場所は、人家や耕作地の周辺等、原則としてその地域の住民が日常的に生活する範囲とする

○放獣場所は、次の事項に留意し選定する

- ・捕獲された場所と同じ市町村内とする。
ただし、放獣先の市町村の同意がある場合はこの限りではない。
- ・付近に人家、人が頻繁に通行する道路、キャンプ地等の野外施設、観光施設がない場所を目安とし、捕獲された場所から可能な限り遠隔地とする
- ・エサとなる果実が豊富な落葉広葉樹林が主に占めるなど、生息適地と考えられる場所

(3) 捕獲従事者（緊急銃猟をのぞく）

作業にあたっては、法令に基づく許可や捕獲個体の保護及び安全確保など特殊技術が必要なことから、それらを有する者をもってあてることとし、次により選定する。

○捕獲作業を行う者

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲許可者及び従事者とする

○放獣作業を行う者

- ・個体の不動化（麻酔）、移動運搬、麻酔の覚醒、個体に対する学習、放獣等の各作業行程に関する技術に精通し、適正かつ安全に作業を行うことができる者
なお、標識又は発信器の装着、計測、試料収集を行う場合は、その技術を有する者
- ・作業の安全確保のため、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可による銃器、クマよけスプレーなどを携帯した者が傍らに待機すること
- ・人数は、全行程における作業が安全に実行でき、かつ全作業員の統率及び安全の確保が可能な必要最小限の人数とする

(4) 作業の実施手順

実際の作業にあたっては、現場や個体の状況などにより手順や方法などが異なるため、現場の状況を詳細に検討した上で行うこと。

(5) 専門家の確保及び支援

学習放獣については、専門的な技術や安全確保のための措置を可能な限り講ずる必要があることから、県は専門家の確保に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

9 捕獲個体の扱い

捕獲された個体のうち、損傷が激しく放獣が不可能と判断されたものは、遺伝資源の確保のため、（公社）日本動物園水族館協会の協力のもと、飼育に努めるものとする。

なお、殺処分された個体については、関係機関の協力を得て可能な限り、科学的な生体把握を行うものとする。

ツキノワグマの目撃情報が複数寄せられています!!!

クマの出没にご注意ください!



! クマを近づけない(引き寄せない)!

- ・**残飯**や**生ごみ**を放置しない
- ・不要な果樹は、伐採や早めの摘み取りを行いましょう



クマのフン

! クマと出会わない!

- ・出没情報を確認し、出没エリアにはなるべく近づかない
- ・入山時は**鈴**や**ラジオ**等を身につけ、**複数人**で行動する
- ・クマが活動する早朝や夕方等、特に**薄暗い時間帯は注意**
- ・キャンプ・登山時に出た**ゴミ**は、**必ず持ち帰りましょう**
- ・**クマの痕跡**を見つけたら、すぐに引き返しましょう



クマの皮剥

! クマと出会ってしまったら!

- 1) **遠くにクマがいる場合**
 - ・**刺激しないよう**、慌てず静かに立ち去りましょう
 - ・近づいて写真を撮影したり、**エサを与えてはいけません**
- 2) **近くにクマがいる場合**
 - ・**背中を見せて逃げないよう**、クマを見ながら、**走らずに**、ゆっくり後退しましょう
(逃げるものをおいかける習性があります)
 - ・**子グマ**がいても近づかないようにしましょう
(近くに母グマがいる場合があるため)



クマの足跡

! クマに襲われそうになった場合

- ・クマがその場を離れるまで、**顔とお腹**を守るために**うつ伏せ**になり、**首の後ろ**に手を回して保護することで、致命傷を避けてください。

遭遇した際の完全な対処法はありません!

クマと出会わないための対策を徹底しましょう!



撮影されたクマ

○お問合せ先は裏面をご確認ください。

お問い合わせ先



午前8時30分から午後5時15分まで		電話番号
県	徳島農林事務所 林業振興担当	088-626-8582
	阿南農林事務所 林業振興担当	0884-24-4130
	美馬農林事務所 林業振興担当	0883-53-2291

市町村	徳島市 農林水産課	088-621-5245
	鳴門市 農林水産課	088-684-1154
	小松島市 農林水産課	0885-34-9292
	勝浦町 農業振興課	0885-42-1505
	上勝町 産業課	0885-46-0111
	佐那河内村 企画政策課	088-679-2115
	石井町 産業経済課	088-674-1118
	神山町 産業観光課	088-676-1118
	松茂町 産業環境課	088-699-8714
	藍住町 建設産業課	088-637-3120
	北島町 まちみらい課	088-698-9813
	板野町 産業課	088-672-5994
	上板町 産業課	088-694-6806
	吉野川市 農林業振興課	0883-22-2228
	阿波市産業経済部 農地整備課	0883-36-8721
	阿南市 農林水産課	0884-22-1598
	那賀町 農業振興課	0884-62-3776
	美波町 産業振興課	0884-77-3617
	牟岐町 産業課	0884-72-3419
	海陽町 産業振興課	0884-73-4161
	美馬市 農林課	0883-52-5609
	つるぎ町 産業経済課	0883-62-3114
	三好市 農林政策課	0883-72-7617
	東みよし町 産業課	0883-79-5339

(別紙2)

ハンターの皆様へお願い

〇〇局管内において、ツキノワグマの目撃情報が寄せられています。
つきましては、次のことに十分留意し、安全な狩猟に努めてください。

出猟の際には、ツキノワグマの出没を念頭において予防措置を講じるとともに、
錯誤捕獲のないよう矢先は十分注意してください。

ツキノワグマは、四国では剣山山系に少なくとも26頭しか生息していないといわれており、
県版レッドデータブックでは「絶滅危惧Ⅰ類」（絶滅の危機に瀕している種）、
環境省のレッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている貴重な動物です。

イノシシ用の「わな」にツキノワグマが捕獲されることがないように、
目撃情報のある付近では「わな」による狩猟を控えてください。
また、「わな」の見回りは、適正に行ってください。

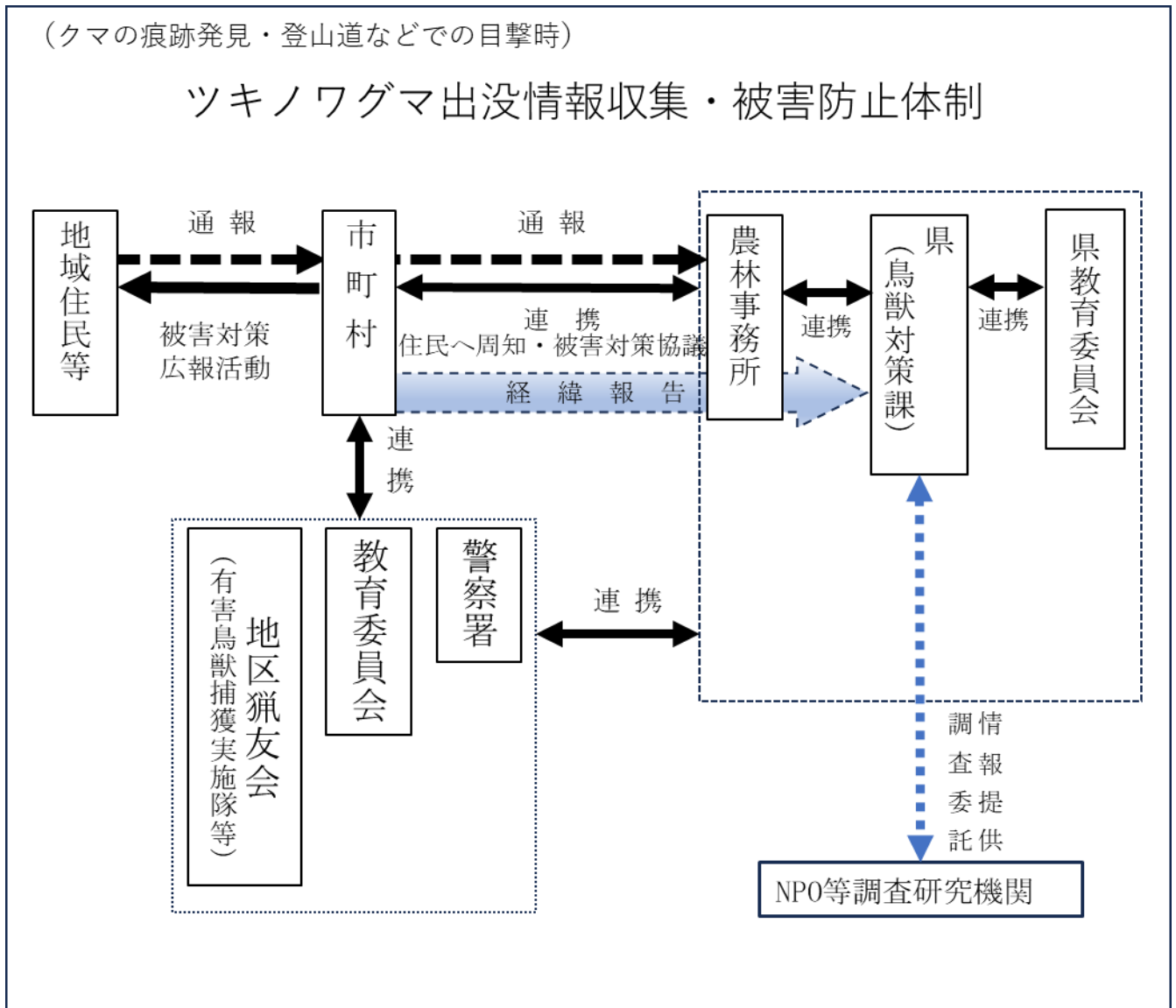
万一、「わな」による捕獲が確認された場合は、各市町村役場、
徳島県徳島農林事務所、徳島県阿南農林事務所、
徳島県美馬農林事務所に連絡してください。

ツキノワグマに関する連絡先

▼ 徳島県農林水産部	鳥獣対策課	(088) 621-2262
▼ 徳島農林事務所	林業振興担当	(088) 626-8582
▼ 阿南農林事務所	林業振興担当	(0884) 24-4130
▼ 美馬農林事務所	林業振興担当	(0883) 53-2291

(別紙3)

ツキノワグマ出没情報収集・被害防止体制



○必要に応じて、関係者で現地調査を行う

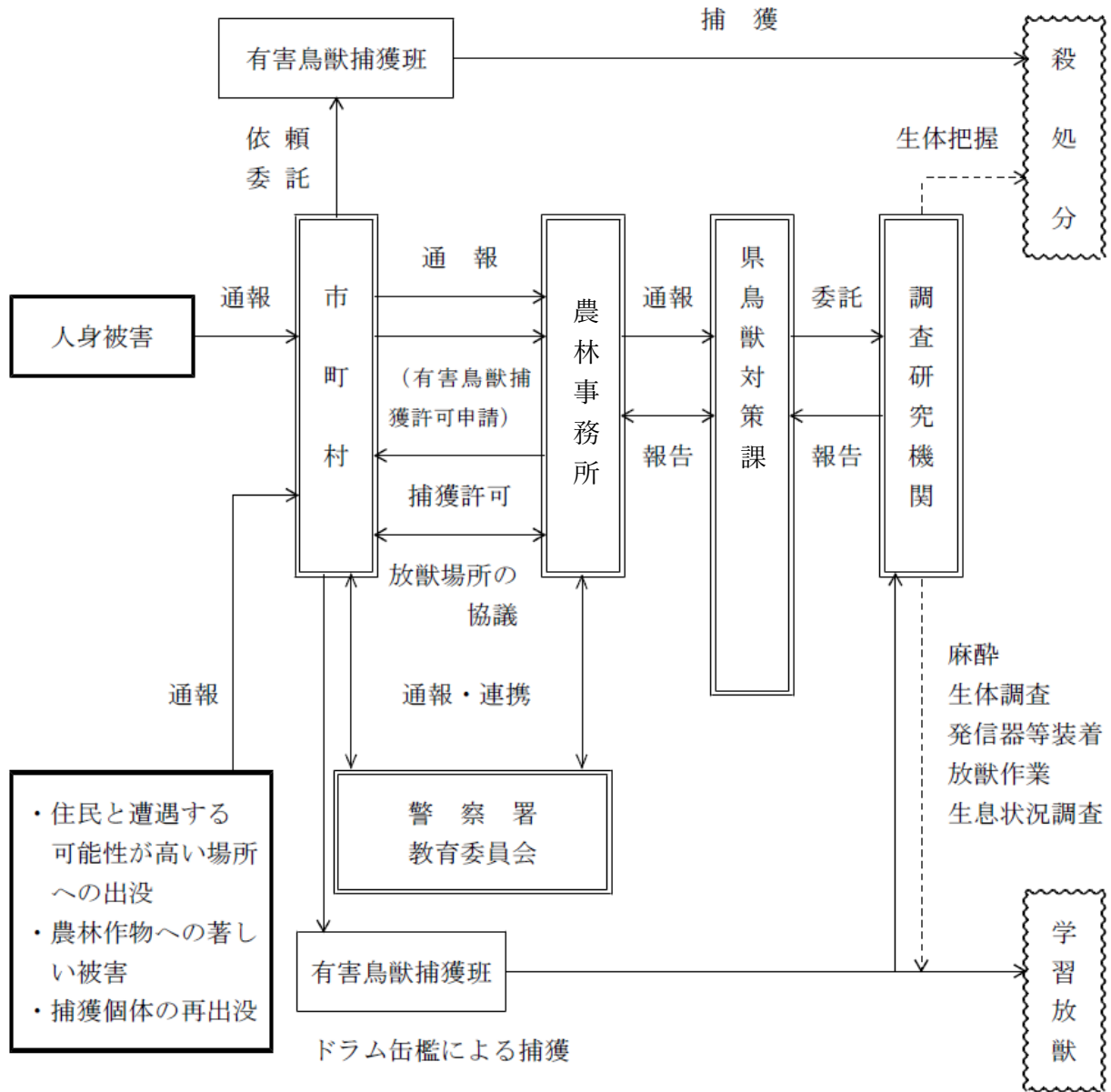
○関係者間で対策会議を開催し、連絡体制等を確認する

ツキノワグマに関する連絡先

▼ 徳島県農林水産部	鳥獣対策課	(088) 621-2262
▼ 阿南農林事務所	林業振興担当	(0884) 24-4130
▼ 美馬農林事務所	林業振興担当	(0883) 53-2291
▼ 徳島農林事務所	林業振興担当	(088) 626-8582

(別紙4)

ツキノワグマ捕獲体制



○緊急対応を要する場合は、この限りではない

(人身被害が現に発生しているか、また人家周辺など人の生活圏において発生するおそれが極めて高く、鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲許可が不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令、又は、刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする)

○必要に応じ、(公社)日本動物園水族館協会、とくしま動物園、県立博物館と連携を図る